

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域
森林管理タスクフォース検討会 議事概要

日 時：令和4年6月28日(火) 9:30~12:10

場 所：ウェブ会議(Webex)

出席者：米田委員長，芝委員，水田委員，服部委員，山田委員，亘委員
(事務局，関係機関，オブザーバーは省略)

議 事：(1) 要請事項に対するレポートの記述案について
(2) その他について

概 要 (注：●は委員や関係機関の発言，→は事務局の発言)

議事(1) 要請事項に対するレポートの記述案について

(資料1-1 説明) 事務局から，これまでの経緯とレポート記述案の内容について説明。

<記述案のまとめ方について>

- レポートは要点をまとめることが大事。後半部分を，もう少し丁寧に書き，前半部分は，既にどこかに書かれていたことなので，さらっと流した方が良い。

<記述案 3：森林伐採に関する制度の現状について>

- 奄美大島の10haの基準の特例について，分かりやすく伝えることが大事。
- 「伐採面積が制限され(原則2ha)」とは，1か所の伐区面積の大きさが2haということと
思うので，それが判るような記述にしていきたい。

<記述案 4：緩衝地帯における森林伐採に関する対応方針について>

- 管理の効用性を確保するためには，木材資源を量ではなく質で評価できる仕組みづくりを並行して行うことが大事。そのために市町村・県・国の様々なレベルで支援していくことが必要。林業関係者を元気づける仕組みづくりは既にいくつか取り組まれているので書くべき。
 - 「今後は定期的に林業事業者と関係機関間で伐採予定地等の情報を共有する場を設け，生物多様性や希少種の生息環境の保全の観点から，必要に応じて，伐採位置や伐採面積等の調整を行っていく」ことは大事。具体的にどのように作っていくのか。
- 定期的に県の自然保護課，大島支庁，林業事業者，関係機関等で一堂に集まり，国立公園や希少種の生息地を図で確かめ，伐採予定地や伐採の規模などを確認しながら環境に配慮したものになるよう，情報共有や意見交換をしていくようなイメージでいる。
- オオトラツグミの繁殖地の林齢を調べたことがあり，平均的な林齢は70年くらい。中央値は60年くらいで，オオトラツグミにとって高齢の森林が必要。例えば45年のサイクルで伐っていくと，その伐採地はオオトラツグミの営巣地にはならない。オオトラツグミの生息地と伐採

面積の関係も重要。

- 林業事業者からは高齢林はうろができたり、空洞化が進んだりして、材としてはあまり価値がなくなるため、伐採の対象にしないことの方が多いと聞いている。今後設けていく伐採の情報共有・意見交換の場では林齢や希少種の生息地などを踏まえながら、伐採の場所や規模を調整していきたい。
- 実際に伐採をどう管理していくかは非常に大事なことで、巡視など毎年伐採の実態をモニタリングして、それを還元しながら事業者との定期的な打合せに取り組んでいかねばならない。
- 新規参入者が出てきたときにどう対応するのか心配している。本当に木材の需要が増えたとき、エネルギーを全て外国に頼るのではなく、国内にあるなら使うべきだとして参入する企業など、色んなことを広めに考えておかないといけない。
- これから事業者の皆様と行政とが一緒に考えていく必要がある大事な部分だと考えている。ご意見を大事にしながら、今後の取組に活かしていきたい。
- 「年間成長量をベースとして算出した量の範囲内」の伐採との記述は、ある程度知識を持っていないと読み取れない。日本の制度を何も知らない人が読んで、どうやって年間成長量を算定し、どうやって管理していくのかが分かるような書きぶりに変更する必要がある。また、「沖縄島北部においては既存の研究成果を活用する」とあるが、どのような研究成果か、どのように活用するのかの説明が必要。
- 「年間成長量をベースとして算出した量の範囲内」のキーワードとしては、現存量を維持して年間の成長量を伐るということが大事。現状の求める恒常的な森林運営を維持する時に達成できる現存量を維持しながら成長量分だけを採取する、という言葉で補正したらよい。
- 森林経営計画制度を踏まえた記述がある。この制度は計画を立てた区域内での伐採量の上限等を定めるものであることは承知の上かと思うが、単純に読むと、森林経営計画を立てた上で伐採を行うと読めるような疑念もあった。森林部局と調整の上、このような表現で誤解がないか考えていただきたい。
- 高齢林は、70年生以上の森が希少種の生存には必要との話があったように、生物多様性の保全には必要であるとともに、伐採は空洞ができるなどがあり避けられているのであれば、win-winの関係で残せる可能性があるため今後とも検討いただきたい。

<用語の使い方について>

- 用語の説明が不正確なところ、誤解を招くような言葉づかいや表記は、よく吟味して言葉づかいを考えてほしい。
- 林業、素材生産、森林施業、林業経営といった用語を、英語でどのように書き分けていくのか、どういう意味を持っている言葉なのかを意識して書き分けていく必要がある。
- 用語等についてはこれから精査していきたい。

(資料 1-2 説明) 奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針(案)全体、4. の1年間の伐採上限材積の計算方法を事務局より説明

<森林施業方針（案）3：ゾーニング毎の施業指針（配慮事項）について>

- 奄美の場合、何回か現場を見たが、土場の面積がかなり大きくなっていく。架線集材した場合、土場では積みし、トラックに積み込んだりする。その辺の取扱については書かなくて良いのか。

→ 土場については今後の課題として認識していきたい。

- 奄美大島の配慮事項の中で、「希少な動植物等がその環境に依存していると認められる生息・生育地」とあるが、奄美大島の場合は二次林的な環境でも貴重な動植物は生息・生育している。この文章だと全てを保護樹帯に設定しなければいけないという話になる。そうではなく、ある動植物がその環境に依存し、そこを伐採するとその種自体の存続に影響がある場所というのであればそこを守ろうという事だと思うので、そこが分かるような書きぶりにした方が良い。徳之島の記述には、このような配慮事項が書かれていない。別の言い方で書かれているが、どういう違いがあるのか検討した方が良い。

→ 奄美大島については、奄美群島国立公園管理運営計画書の書きぶりを引用した。ご指摘の内容はどこかで読み取れるように工夫したい。徳之島については管理計画や自然公園法施行規則では、希少種に関する配慮事項が定められていないが、森林法の制度の中でこのような配慮事項を設けており、それを引用しているため、書き方の違いが出てきている。

- 定められているなら仕方ないが、IUCN が読んだときにおかしいと思われぬような書きぶりにするのが一番重要。

<森林施業方針（案）4：目標伐期齢の考え方について>

- 奄美では標準伐期齢の1.5倍を目標伐期齢とするとある。伐期を延ばすことによって生物多様性と生態系の安定性も高まっていくと思うが、環境維持機能は、水源涵養機能以外でどのような機能が考えられるか。

- 環境維持機能というのは、水土保持はもちろんだが、今求められているのは自然保全の緩衝地帯ということ。やんばるも含め、高齢林になれば多様なハビタットができる。空洞であったり、上層、下層であったりと、立体的に動植物に対するハビタットの提供を多様化する。それが非常に大事で、その点も含めて環境機能と考えている。

<森林施業方針（案）4：伐採立木材積の計算方法について>

- 計算方法の説明は明快で分かりやすかった。それを実現する方向に向かうということを知りやすく文章化してレポートで説明する必要がある。鹿児島県や国としての歩みをきっちり示すことが大事。

<森林施業方針（案）4：伐採予定箇所情報の共有について>

- 伐採予定の一覧や図面等を提出して管理機関と共有し、許認可につなげると思うが、年度末や年度当初に情報が出てくると伐採予定地を変えることができない。より早く伐採予定地を共有することは難しいだろうか。貴重な緩衝地域なので、より早く情報共有できる仕組みを考えていただけたらと思う。

→ 手続の都度、情報を把握しても変更がきかないということを守るために、定期的に情報共

有の場を設けようと思っている。

- 専門家からもこういう場所は大丈夫だという情報を、県など色んな人を通じて伝えていこうとすることが大事。やんばるでは日頃から国頭村と森林組合の交流があり、それが実を結んで調整できたことがある。基礎データを踏まえて、事業者に希少種が伐採対象地域にいるので配慮してくださいと指摘ができると思う。お互い情報を出し合って現場を注視していくことが重要。
- 絶滅危惧種や希少種のデータについて、植物は盗掘が多く、生育の場所の公開は非常にセンシティブな問題だが、動物に関しては戦略的にデータの取り扱いを行政でも議論していくと良いのではないか。
- “管理機関”と“関係機関”とはどう違うのか。関係機関には専門家等が含まれるのか。
→ 管理機関は許認可の担当機関とのイメージで、関係機関はもう少し広い意味で考えている。具体まではまだ決めていない。

(資料 1-3 説明) 事務局から、やんばる型森林業の推進施策方針の内容について説明。

- なぜこれを作ったのかは大事であり、一つはタイミング。沖縄 21 世紀ビジョン（平成 24 年に作成）の次の年にこれを作った。結局これは、持続的な森林の管理を進めるためにはどうしたら良いかを可視化し、実効性のあるものにしていこうということ。21 世紀ビジョンに準じた形で自然環境や生業としての林業の位置づけを考えた。大切なことは、順応型の森林管理をどう実際使えるものにしていくか、モニタリングに持っていけるかということ。
- 沖縄県のやんばる型森林業の理論構築はきっちりしていて非常に強い。きちっと遵守し続けていくことが大事。奄美と共通だが、林業関係者を皆で支援していく体制づくりが重要。林業を今考えている方針で末永くやっていくことは、やんばるも奄美も両方に言えることで、よく認識して頂きたい。
- 策定された主体にある協議会は何かという定義が明確になるとよい。やんばるの場合は沖縄県庁が作ったと主体が明確だが、奄美・徳之島の方はいかがか。
→ 奄美・徳之島では、方針案のどこかに協議会について簡単な説明を加えたい。
- 資料 1-2 と 1-3 は添付資料として付けて提出するのか。
→ そのとおり。ただ、やんばる型森林業方針はボリュームがあるので概要版をつけるか検討している。
- やんばるの方は遺産の区域図が載っていないのでその辺りが分かりづらいと思った。

議事（2） その他について

- 事務局から、今後の予定について説明。

(以 上)